

平成 28 年度 第 2 回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	平成 28 年 10 月 18 日 (火) 午後 2 時～
場 所	四條畷市役所 本館 3 階 委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・福地委員・服部委員・市林委員・西岡委員
原委員・吉村委員・小田委員・矢田委員・山田委員
(欠席) 市山委員

1. 開会

事務局：＜挨拶＞

＜会議成立要件の報告・資料確認＞

2. 議事

- ① 認定こども園について
- ② つどいの広場“おかやま”の開設について
- ③ 児童発達支援センターの状況について
- ④ ふれあい教室における利用時間の延長について
- ⑤ その他

① 認定こども園について

資料 P1～P5・忍ヶ丘あおぞらこども園 園概要

事務局：＜資料説明＞

委員長：只今の事務局からの説明に、ご意見ご質問がございませんでしょうか。

原委員：1号の預かり保育について5時までとなっていますが、これで保護者のニーズに対応できるのでしょうか？また、岡部保育所の認定こども園化の話がありましたが、人口の推移等を考えたときに、認定こども園が必要かどうか？という議論が先に必要ではないでしょうか？

事務局：現在あおぞら幼稚園で実施している就労支援型の預かり保育は6時までとしています。こども園になると、就労支援型の方については2号になっていただくことを想定していますので、現在のところでは、一般の5時までの預かりとさせていただきます。今後については保護者さんと相談しながらニーズについて考えていきたいと思えます。

少子化を考える上で、こども園化が適当かどうか？という問題はありますが、地域の子育て支援の拠点として、こども園化は意味があるかと思っています。今後認定こども園についてどのような形で進めていくかということについては、検証をしながら進めたいと思えます。

原委員：1号認定の預かり保育について、就労支援型はなくなり認定の切り替えで対応、ということですが、2, 3号の延長保育を7時まで実施していて受け皿としてあるので、その中で対応してもらえれば保護者のニーズに、より応えられるのではないですか？

事務局：受け皿としてはありますが、どれくらいのニーズがあるか、また、それによつての職員体制について検討する必要もあることから、開園当初は5時まででスタートし、ニーズをみていく中で検討していきたいと考えています。

吉村委員：北河内7市の保育部会の中で他市に先駆けて公立の認定こども園をされている守口市の話の中で、1号の子が2時で帰り、2, 3号の子が残っているのであれば、1号から2号への希望が多くなるのではないかと声があがっていました。更に守口市は、保育料を無料にするということで、就学前の子どもが守口市へ流出することが予想され、北河内の中での保育行政のバランスが崩れるのではない

かと思われます。また、四條畷市は毎月 40 名ぐらいずつ人口減少している状況で、市としてどのように受けとめ、どのような方向性、プランをもっておられますか？

事務局：守口市の担当者から、状況を聞いたりしています。時間帯に関係なくすべて無料となると、長時間の保育を希望するケースが多くなることが予想され、その場合受け皿があるのか？ということや、入れない人が出たときに、入れた人と入れない人との不公平感が大きくなる、ということが予想され、その場合の対応をどうするのか？受け皿を増やすのであれば、民間保育園さんにも関係してくることだと考えています。人口推移としては、5 年で 50～80 人ぐらい減少しています。これらも踏まえての検討課題と考えています。

原委員：国は 5 歳児から順に無償化を進めています。国の方向性との整合性を図って、進めていく必要があると思います。

吉村委員：保育所では 9 時から 17 時までが保育時間ですが、こども園では 9 時から 2 時までを教育時間としており、すごす時間が違う中で、プログラムをどうしていくのか？また認定こども園のカリキュラムは、保育指針ではなく、こども園の要領に基づき計画されていくのですか？

事務局：9 時から 2 時までの子と、9 時から 17 時までの子と一緒にすごすことでカリキュラムをどうするかということは大きな課題と認識しています。そんな中でも、幼稚園教育は何かをさせてそれを達成することではなく、生活や遊びを通じて行うことと考えています。家庭との連携も含め 1 日の流れを通じ、一緒にすごす時間には一斉で行えることをし、また、教育時間が終わった後の時間も、充実した遊びが展開できるような環境を整えていく必要があると考えています。実際に運営されている、ひまわりこども園ではどのように取り組んでいらっしゃいますか？教えていただくと有り難いです。

西岡委員：ひまわりこども園では、3 歳児さんのお昼寝があるので、8：30～13：30 までを 1 号さんの教育標準時間としています。ただ、4、5 歳の 1 号認定の方については 16：30 まで教育保育を実施したい、という思いから、預かり保育料を月極で納めてもらい、保育を実施しています。夏休み、冬休みなど以外で行っています。

副委員長：あおぞらこども園の、平成 29 年 4 月開園にむけて、幼稚園教育課程と、保育課程のすり合わせは行われていますか？

事務局：大阪府への協議が必要な関係上、只今作成中で、11 月中には完成する予定です。

副委員長：それを聞いて安心しました。また、保護者への説明や保護者の反応はいかがですか？

事務局：昨年度から随時、保護者説明会を行っています。内容を検討しながらの説明会であるため、8 月の保護者説明会では「上靴をはくかどうか？」「送迎の方法」であるなど、多くの具体的なご質問をいただきました。11 月に返答予定しており、現在詳細な資料を作成中です。保護者会組織につきましても幼稚園の P T A と保育所の保護者会とで組織を立ち上げてもらい、11 月中をめどに、来年度の方向性を出していけるよう、合同で話を進めてもらっています。

委員長：他にありませんか？なければ、次の案件について事務局から説明をお願いします。

② つどいの広場“おかやま”の開設について

資料 P6～P9

事務局：＜資料説明＞

委員長：只今の事務局からの説明についてご意見ご質問はございませんか？

原委員：事業対象者が、在籍のない 4 歳以前の乳幼児及び保護者となっていますが、新制度の中で所属のない方が恩恵を受ける機会が少ないので、このような事業を充実し、子育て支援を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。この事業の大きな目的として、子育て中の親子の孤立化を防ぐということがあ

ります。在宅でいらっしゃる方に、親子の交流や子ども同士の交流の場としていき、また行政とつながっていただくことで相談しやすい環境を整えていき、孤立化して子育てに悩み最悪の事態として虐待に繋がる、ということが最も恐れることですので、虐待の未然予防という点でも、在宅で子育てされている方への支援に力を入れていきたいと考えています。

委員長：参考までに、財政的には、集団に入っている方と、在宅の方ではどれくらいの格差がありますか？

事務局：施設に行かれている方ですと、個人負担についてはそれぞれありますが、施設に対して国、府からの補助が出ており、そのことを考えますと、はっきりした数字は出しておりませんが、そのような差が少なからずあることは認識しております。

委員長：大切なことですので、手厚いケアをお願いしたいです。よろしく申し上げます。

他にご意見はありませんか？

それでは、3番目の案件について事務局より説明をお願いします。

③ 児童発達支援センターの状況について

資料 P10、P11

事務局：＜ 資料説明 ＞

委員長：只今の事務局からの説明に対して、ご意見ご質問等ございませんか。

山田委員：私どもの事業所は就学前の子どもさんも利用されていて、保護者の方からはすてっぷなわてができて、そちらを利用されているという声を聞いています。今、児童発達支援センターを利用されている方で、来年度あおぞらこども園へ就園するお子さんも多くいます。いつもお願いしていることをお願いしたいのがひとつと、もうひとつは、田原地区から3~4名の方が利用されているのですが、その方々の中には、ひまわりこども園への就園を希望されていて、入れない状況の方がいらっしゃいます。就学前の1年だけでも、地域の保育園へ通わせてあげたい、という思いを持っていらっしゃいます。田原は本当にいっぱい入れないのですか？

西岡委員：今はいっぱいです。

山田委員：田原に住んでいる子どもさんでいっぱいなのであれば、市として何とかならないのですか？地域の子は地域で育ててあげてほしいという願いがあります。

事務局：保育所の入所調整については子ども政策課でさせていただいていますが、地域性というところがあり、ひまわりこども園さんは、常にいっぱいの状況で、その中で増築や弾力対応で受け入れ枠を増やして対応してもらっている現状です。それ以上となると、別の施設をとということになり、設備費、人件費等が関係してきます。また、子どもの数推移を考えたときに数年で必要なくなり、つぶすということもできません。様々な施策の中で検討していますが、田原地区に待機の方が多いいことは課題と認識しています。

山田委員：この先、田原小で空き教室が出てくるのではないかと思います。その教室を分校のような形で受け皿として利用することはできないですか？幼稚園から小学校へのステップという意味でも、子ども達も、「小学校」という場所に慣れて安心して就学が迎えられるので良いと思うのですがいかがでしょう？

事務局：現在田原小学校では、少人数の指導や英語教室など、様々に空き教室を利用していると把握しています。今後、空き教室が出るかについては確認が取れていません。土曜日のフォローアップ教室の場所の確保なども学校との調整の上行っている状況ですので、今後子どもの数の動向によって空き教室が出てきたときに、それを利用できるかどうかということについては、現段階でははっきり申し上げられませんが、現在のところは空き教室はないと確認しております。貴重なご意見をありがとうございます。

原委員：障がいを持ったお子さんが保育所に入るときの、優先順位はどうなっているのですか？

山田委員：加配の先生が確保できず、待たれていらっしゃるという状況です。

原委員：それは意図的に待たされているのですか？

山田委員：それはないと信じていますが、先生が見つからないということで1年待っていらっしゃるということです。親御さんとしては、発達に課題があるということで加配の先生が確保できないから入れないの？という思いになります。

事務局：おっしゃるように障がい児の受け入れについては、加配の配置が影響してくることがあります。入所においては希望される園との調整を行っており、障がいがあるから入れないというようなことは無いように進めさせてもらっています。また、公立の役割として、積極的に受け入れを実施していますし、1号については優先的に入ってもらっています。また、民間園におきましても、市との調整の中で順次受け入れをしてもらっているのですが、やはり地域性として、障がいをお持ちでない方についても待っていただいているという現状があります。

委員長：4月から障がい者差別解消法が施行されており、差別のない取り扱いをなささいということで、合理的配慮が課せられています。そういう意味からしても、障がいをもっておられる方とそうでない方との区別は差別にあたるということを留意していただき、進めていただきたいと思います。

委員長：11 ページの(3)の相談支援について子どもさんのプランの数字が50ということですが、どれくらいの方がおられて、何パーセントをカバーしていますか？「保育所等訪問」は、有料ということですが、「巡回相談」とは、また別のものですか？

事務局：6月末時点で88.9パーセントの計画を作成しており、約9割の計画ができています。

委員長：取組が遅れている市もあるようですが、四條畷の場合は着実にプランを進められているということですね。それともう一点、様々な個別相談をされている中で、理学療法士や、臨床心理士等様々な職種の方をスタッフとして揃えられており良いことだと思います。その中で有料のものがありますが、保育所等訪問支援は臨床心理士さん、児童発達支援は理学療法士さんが担っているのですか？

事務局：訪問支援は、臨床心理士が、児童発達支援については保育士、理学療法士、作業療法士が担っています。

委員長：これらは、保護者の負担はどれくらいになるになるのですか

事務局：児童発達支援については、収入にもよりますが非課税の方であれば1ヶ月4,600円です。保育所等訪問については1回当たり約1,000円の自己負担がかかります。有料のものはこの2つです。保育所等訪問については、保育所、小学校等で集団生活に馴染みにくいという方等からの申請で、心理相談員が学校等を訪問し、支援アドバイスをさせていただいています。総合相談から連携した支援を実施していることで、有料ではありますが、北河内の他市と比べ申請件数が多いと実感しています。

委員長：巡回指導については職員さんへの指導ということですね

事務局：子どもさんのことで職員さんからの相談もあり、巡回相談については心理職員による、園の先生方へのアドバイスを行っています。各園がある程度同じ認識や対応のレベルになるように、というところでアドバイスをさせていただいております。

委員長：他にご質問、ご意見はありませんか？

山田委員：あおぞら幼稚園には、デイリーで1日の流れがありますが、そのようなものは児童発達支援センターにはないのですか？

事務局：今日の資料としては配布していませんが、年度初めに、各クラスで保護者にむけてデイリーを配布し、1日の流れをご説明しています。個別の支援計画もたて、保護者の希望されている内容も把握したうえで、各専門家が支援を検討していきます。デイリーについては、次回の会議で委員さんに配

布したいと思います。

委員長：18歳までとそれ以降で所管が違うため、受けられるサービスも変わります。18歳以上は審査会にかけた上で支援度が決まり、それによりサービスが受けられます。一方18歳以下の子どものサービスとしては「放課後デイ」が就労支援のサービスとして増えており、支援学校からバスでの送迎もあり、夕方遅くまで預かってもらえる生活であり、保護者はとても助かっていらっしやいます。しかし18歳になったとたん認定調査が必要になり、支給度が減ります。「放課後デイ」のサービスがなくなり、いままで働いていたお母さんが働けなくなるという、問題が出てきています。65歳問題として、介護保険と障がい者のサービスについて、65歳になると介護保険が優先ということで1割負担が課せられるということが問題になっていますが、18歳の壁についての問題は出てきていませんか？

事務局：18歳になったら放課後デイが利用できなくなる、ということで、18歳になったら大変、ということは保護者から聞いています。18歳と65歳の時点でフラットなサービスになっていないことが課題になっていると思います。今後の大きな問題だと認識しています。児童発達支援センターは18歳未満ですが、18歳以上になりましたら障がい者生活支援センター等へ引き継ぎ、切れ目のない支援ができるように勤めたいと考えております。

西岡委員：巡回相談に、今年は2回来ていただいておりますが去年は3回来ていただきました。対応に悩むお子さんへのアドバイス等をしてもらい、保育士も日々の保育に役立てており、とても助かっています。年3回か4回に回数を増やしてもらうことは難しいでしょうか？

事務局：ありがとうございます。お声をたくさんいただくことで、今後人的配置も含め、施策として反映していきやすくなると思いますので、よろしく願います。

原委員：リクエストが多い場合は、調整可能ということですか？

事務局：今年度から私立の幼稚園にも行かせていただくようになった関係もあり、年2回とさせていただいておりますが、それでは足りないというご意見もあるかと思っておりますので、ニーズが高いということで、今後政策等に反映していければと思います。

委員長：他にご意見はありませんか？

ないようですので、次の案件について事務局より説明をお願いします。

④ ふれあい教室における利用時間の延長について

P10「子ども子育て支援計画（修正版）」

P11～P13 平成29年度四條畷市立認定こども園の概要（条例、規則案）

事務局：＜資料説明＞

委員長：只今の事務局の説明に質問等ありますか。

市林委員：午後7時までお子さんが学校にいますのであればお腹がすくと思われそうです。おやつ代も含めた利用料を考えておられるのですか？

事務局：現在利用料は7000円です。おやつ代については保護者会で決めておられるので私どものほうで上げて下さいと言っていくことはできません。延長を利用されることで、子どもさんがおなかを空かせるので何か軽食を、というのであれば保護者会とも協議が必要になってくるかと思っています。

山田委員：ふれあいが午後7時まで延長になることはすごいな、と感心させられます。ですが中学校に行くとならばふれあいはなくなります。それを補うということで放課後デイができていますが、利用時間は午後6時ごろまでになります。それも高校を卒業したら利用できなくなり、サービスとしては生活介護、就労支援に変わり午後4時までの利用になります。お母さんたちはそれらのギャップを理

解して、数年先の子どもさんのことを考えていらっしゃるのかどうか？と感じます。どうしてあげたらいいのかと思っています。卒業した後のサポートについて市として検討していただければと思います。

事務局：ふれあい教室は障がいをお持ちのお子さんも利用されていますが、ふれあい全体としては学年があがるにつれて利用が減ってきます。中学校になると、ふれあい教室としての施策ではなく障がい者施策のひとつとして、障がいをお持ちのお子さんの居場所作りとしてどのようなことができるのか、中学、高校その先も見通したときに、18歳以下の子どもさんについては児童発達支援センターも含めて、市の施策として、障がい者施策の中での検討課題だと考えています。

事務局：子どもから、中学、高校へと一本に繋がっているということを、どの部署においても意識していかないと、きちっとしたサポートはできないと考えます。障がい者差別解消法の合理的配慮という部分で、どの子ども地域で成長していくことが理想です。就学前から小学校、中学校、高校と保護者が選べるような形で考えていってもらいたいと思います。先ほどの話にあったように小学校から中学校になったとたんに通学が心配になって、という声が以前にありました。今は通学支援ができたりと、いきなり何もなくなるというところから、そこを埋めていくことを少しずつではありますが進めているところです。今後、小、中を含めて考えていく中で教育委員会や児童発達センターも含めて、充実に向けて取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

事務局：先ほどの説明の中で、利用料はあげていかないと申しましたが、言葉足らずでした。午後6時半までの、現在実施している部分については7000円ですが、6時半から7時までの、30分延長した時間帯の利用を希望される方については、別にいただかなければならないと考えていますので、付け加えさせていただきます。

委員長：他にございませんか？

福地委員：ふれあい教室は小学校によって人数はバラバラだと思いますが、指導員、支援員の先生の人数、配置について、どれくらいなのか教えてください。

事務局：資料12ページにありますように、20人の児童に対して指導員1人、支援員については障がいのある児童について、1対1であったり2対1であったり、児童の状況に応じて支援員がつく体制をとっています。

福地委員：子ども20人に対し指導員1人というのが足りているかどうかと思います。目が行き届かず自由に遊ぶことが困難であったり、外で遊ぶことができにくい状況も聞いています。もう少し先生の人数を増やして、ふれあい教室を充実してもらおうという市としての考えはありますか？

事務局：現状児童20人に対して1人の指導員での体制で実施させてもらっています。更に指導員を増やしてふれあい教室の充実を、というご意見ですが、現状ではこれが精一杯の状況で実施させてもらっているというのが現実です。

福地委員：働く親にとっては、ふれあい教室はとても重要で助かる存在です。ですが、先生方に相手をしてもらえなかったり外に出てはいけなかったりして自由にできない等の理由から、ある年齢になると、子ども達がふれあいに行きたがらなくなります。私たち働いている親にとって、低学年の子どもを自宅において働くことはとてもストレスで、子どものことが気になって、仕事が安心してできなくなります。その辺の親の状況や子どもの気持ちなどを先生たちに理解していただいて、子どもにとってふれあい教室が、楽しくて安心してすごせる場になるように、先生方の研修を実施したり、子どもへの対応の方法を考えていただければと思います。

事務局：異年齢の子ども達が一緒にすごす中でその活動や思いは10人いれば10通りになると思います。おっしゃっているように、子どもが楽しく過ごせる場所になるように環境を作ってあげることが個人的にはベストだと思っています。ただ、実際にはこの時間は中で遊びます、であったり、座ってす

ごしますといった対応が必要になってくるのではないかと思います。それぞれが自由に好きなように過ごすことになると、安全管理の面で把握ができなくなり、目を行き届かせようとすれば 2、3 人職員が増えても、対応しきれないのではないかと考えます。そういったことを考えたとき、今一定の体制の中で子ども達は若干窮屈なところもあるかと思いますが、その中でも子ども達が楽しく過ごせるような環境づくりということで、指導員の方々も色々な研修に行っていたりしますので、ご理解いただきたいと思います。今後どのような形になっていくのかということを見ながら対応は考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

福地委員：夏休みなど長期休暇は 1 日長いです。また、保護者の金銭的な負担のこともわかっていただいて、もう少し子ども達が過ごしやすい環境にしていただければと思います。よろしくお願いします。

原委員：ふれあい教室の定員と配置基準について教えてください。

事務局：1 教室 40 名です。現在、東と南は 1 教室、くすのきと田原が 3 教室、それ以外は 2 教室となっています。

原委員：指導員の方が 20 人に 1 人というのは、3 歳児の配置基準と同じであり、普通でいえば少なくないと思いますが、子どもの発達段階で、幼児と小学生とは違いますし、また指導員の方の質の向上というのが大きく関わってくると思います。研修制度や資格要件についてある程度整えていかなければならないのではないかと思います。

事務局：資格要件については教員または保育者としています。また研修についても一度は行ってもらうようにしています。そして月に一度は指導員が全員集まっていたら、今抱えている問題やその対応策について経験年数を活かした話し合いを実施する中で、スキルアップを図っています。

副委員長：学童保育、ふれあい教室は、子どもが本当に楽しいと思うことが大事だと思います。ただ、他の行政が学童保育を民間委託していこうとしている中、市がデータを把握し運営されているということは大きな価値があることだと思います。学童指導員さんは時間が短いわりに時間単価が少ないと聞いておりますので、時間単価を少し上げていただき良い指導員さんを集めていただきたいと思います。また 6 年生まで実施されている市もあまりありません。6 年生まで実施し、中学までどうつなげていこうかというところは、四條畷市の大きな取組み、特色であると思いますので、先ほど保護者の方が言われていたように、子どもが楽しいと思えるような場になるようにどうもって行くかというところで、ご尽力いただきたいと思います。

委員長：他にご意見はございませんか？

市林委員：今日の話の中で、守口市の保育無料化の話がとても衝撃的でした。四條畷が同じように無料化というのはきっと難しいのだと思いますが、一方で気になっていることとして、四條畷市が学力的に大阪府の中ではあまり高くないということです。小さな市であることで、取組みが早く進められるのではないかと思います。学力向上の取組みを進めることで四條畷市の学力が上がれば、それが付加価値となって他市から四條畷に住もうという方が増えるのではないかと思います。そのような市になっていけばいいのになという思いを持っています。

事務局：今おっしゃっていたように、府で何番目とかではなくても、子ども達の将来を考えた時に、学力保障は大切だと考えています。市と学校現場とで連携しながら先生方の授業力改善という方向で進めています。授業が楽しくなることで、子ども達は楽しんで学校へ来てくれると思いますし、おのずと学力もついていくと考えています。今、色々な施策を駆使しながら子ども達の将来のための取組みを進めていますので、ご支援をよろしくお願いします。また、先ほどのふれあい教室の先生方の研修の件ですが、ふれあい教室と学校との連携も必要と考えており、地域教育課と学校教育課との協働で、年に一回程度ふれあい教室の先生方に対して、子どもさんの困り感などの情報共有を図る

場を設けています。そのような形での研修も行っていますので、情報提供させていただきます。

副委員長：四條畷市のふれあい教室は、すべて小学校の中にあるのですか？

事務局：すべて小学校の中にあります。

副委員長：他市では、学校教育の中で学童が入ってくることで行政の中でトラブルになっている例もあり、難しいところが多々あると思います。そういう意味においても、学校教育の中でふれあい教室が位置づけられていて、直営で運営されていることは貴重なことだと思います。大変な面は多々あると思いますが、質の向上をしていただき、四條畷の売りとしていってほしいと思います。

市林委員：学校の取組みとして、とても頼もしいお話でしたが、オール四條畷として、学校を中心に、周囲の協力もありながら、学力の向上も含めた子ども達の良い育ちについて取り組んでもらえる市であってほしいと思います。

山田委員：ふれあい教室の指導員さんの年齢、経験、資格などは問われていないのですか？

事務局：指導員については、教員、保育士、幼稚園免許の有無を見させていただいています。年齢については上限は定めていません。

山田委員：数年前に友達がふれあい教室に行っていたのですが、資格は持っておらず子育ての経験があるというだけで働いていたと思います。子育ての先輩としてよいと思うのですが、専門的な勉強をされた人と普通のお母さんでは、気持ちは同じように一生懸命でいてくださっていますが、様々な部分で違いが出てくると思います。特に子どもの対応の部分で、発達に課題がある子などは資格を持っていて経験がある先生のほうが様々に対応して下さり、その辺の対処の違いを感じます。募集の際にその辺を見極めていただきたいと思います。

事務局：数年前までは、資格要件がありませんでしたが、今は資格要件を定めています。ただ、今おっしゃっているように、資格があればよいかというところではないので、面接を実施して判断させていただいています。ただ、あくまでご本人の話の中での判断であり実践を見てのことではありませんので、その後、経験年数の長い指導員さんと組んでいただく中で実際の対応を学んでいただくなどの体制をとっています。

委員長：資格要件が厳しくなったということですが、賃金も高くない状況だと思いますが応募はありますか？

事務局：正直募集しても応募は少ないですが、その中でも面接させていただき、ご遠慮していただく場合があります。しっかり見極めさせていただいています。

委員長：他にご意見等ございませんか。なければ最後の案件「その他」について事務局よりご説明をお願いします。

事務局：その他といたしましてイベントのお知らせをさせていただきます。配布しておりますチラシをご覧ください。12月17日（土）に市民総合センターで「親子ふれあいクリスマスコンサート」を実施し、あわせて保育所、幼稚園、行政の子育て関係部署、また市民団体が、日ごろの取組を情報発信する場として、パネル展示コーナーを併設する、「なわてこどもまつり」を実施いたします。委員の皆様にもぜひお越しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。最後に今後のスケジュールですが、次回第3回子ども・子育て会議は2月14日（火）の午後2時から本館3階委員会室で開催予定をしておりますので、ご予約をよろしく申し上げます。その他の案件については以上です。

委員長：只今の事務局の説明に、ご意見ご質問はありませんか？ないようですので、これで第2回四條畷市子ども・子育て会議」を終わります。

事務局：＜挨拶＞

＜閉会＞